

サポートサービス契約 (以下「本契約」といいます。)は、上海思达典雅信息系统有限公司 (以下「乙」といいます)と上海銀恒通訊工程有限公司 (以下「丙」といいます)とが行う表面明細のサポートサービス (以下「本サービス」といいます。)に適用されます。この両者を合わせて「サービス提供者」といいます。

第 1 条 (本契約の目的)

1. 本契約は、サービス提供者が提供する本サービスの利用についての諸条件を定めることを目的とします。
2. サービス提供者及び利用者は、本契約を誠実に遵守するものとします。

第 2 条 (本サービスの内容)

1. 乙は表面明細にて利用者の指定する場所に設置される機器 (以下「対象機器」といいます) のサポートを提供します。
2. 丙は対象機器を用いて利用する本サービスに関連する通信関連業務を提供します。
3. 本サービスの提供エリアは中華人民共和国内のサービス提供者の別途定めるエリアとします。利用者はサービス提供者による事前の書面による承諾なしに提供エリア外に対象機器を設置することはできません。
4. 本サービスに関するサポートセンターでの障害受付時間は、中国時間 9:00~17:00 (土日祝日およびサービス提供者の定める休日を除く) とします。ただし、障害受付が中国時間 15:00 以降の場合は、翌営業日以降の保守対応となります。
5. 本サービスによる保守は、リモート保守とします。
6. 本サービスのサポートの対応言語は日本語及び中国語とします。
7. 本契約の契約期間中に、対象機器が紛失したとき、もしくは盗難にあったときは、利用者は自己の費用負担にて販売会社より代替機を購入するものとします。乙が代替機との交換のために作業員を派遣した際の出張費は有償とします。
8. 以下の各号の事由により対象機器が故障したときの修理業務は、本サービスのサポート対象外とします。この場合において、利用者が対象機器の修理を乙に委託するときは、別途修理費を乙に支払うものとします。
 - (1) 利用者が対象機器を落下、水没させたとき、又は利用者が対象機器を分解、改造又は誤使用したとき
 - (2) 第 20 条 (不可抗力) により、対象機器が故障したとき
 - (3) 利用者が故意又は過失により対象機器を故障させたとき
9. サービス提供者は予告なしに本サービスの保守範囲を変更することができます。

第 3 条 (サービス利用のための必要事項)

1. 利用者は、本サービスを利用するために、利用者の費用負担にて、次の事項を行わなければならないものとします。
 - (1) サービス提供者の指定するハードウェア、ミドルウェア、OS 及び通信回線等の環境 (以下「通信環境」といいます。)の構築
 - (2) 対象機器を設置、移動することができる電源及び場所の確保
 - (3) 前二号の他、サービス提供者が個別に指定するもの
2. 利用者は本サービスの提供に必要な通信環境・設定情報等をサービス提供者へ開示することに協力するとともに、当該開示情報に変更が生じた場合は、速やかに通知しなければならないものとします。

第 4 条 (利用者の名称等の変更)

1. 利用者は、その名称、住所、法定代表について変更があったとき (相続等による場合を含みます。)は、サービス提供者に対し、速やかに当該変更の事実を証する書類を添えてその旨を届け出なければならないものとします。
2. 利用者がサービス提供者の指定する本サービスの対象エリア外に移転した場合は、本サービスの一部を受けられなくなる場合があります。

第 5 条 (権利義務の譲渡等)

利用者は、サービス提供者の事前の書面による同意なくして、本契約の地位を第三者に承継させ、あるいは本契約から生じる権利義務の全部又は一部を第三者に譲渡もしくは引き受けさせ、又は担保に供することはできません。

第 6 条 (料金等の請求時期および支払期日)

1. サービス提供者はサポートサービスの料金 (オプションを申し込んだ場合はその料金を含みます。)及びその他の費用 (一作業あたり費用が発生する追加の料金を含みます。)並びに税相当額 (以下まとめて「料金等」といいます。)に関する請求書を利用者に対して発行するものとします。利用者はサービス提供者に対して、サービス提供者が指定する方法により、料金等を支払うものとします。
2. サービス提供者が本サービスを開始するのに必要な設定を完了させた翌月初日を課金開始日とします。
3. 本サービスの料金等は、課金開始日から本サービスの最後の提供日までの期間について発生します。
4. 課金開始日又は本サービスの契約の解除 (契約期間満了前になされたものを除く。)が暦月の途中にあった場合であっても、日割り計算は行わず、1 ヶ月分の料金等が発生します。
5. 本サービスの料金等の支払方法には、毎月の本サービス利用月の翌月末日までに支払う方式 (以下「月払い」といいます)と指定の期間分をサービス提供者の発行する請求書に記載された支払日までに一括して支払う方式 (以下「まとめて払い」といいます)とがあります。
6. 利用者が対象機器を使用しなくなったときは、速やかにサービス提供者に通知しなければなりません。利用者が当該通知を怠った場合は、対象機器を利用していない期間中も、料金等は課金されます。
7. 決済通貨は中国元とします。利用者はサービス提供者の指定する方法にて本サービスの料金等を支払わなければならないものとします。

第 7 条 (本契約の満了)

本契約の満了日は課金開始日から 1 年を経過した日もしくはまとめて払いが対象とする指定の期間のうちいずれか長いほうの期間とします。本契約の満了日の 1 ヶ月前までに、サービス提供者又は利用者のいずれかから相手方に対して本契約を解約する旨の通知がなされない場合は、本契約は自動的に同一条件で自動更新されるものとし、以後も同様とします。

第 8 条 (解約手続)

1. 利用者は、1 ヶ月前以上にサービス提供者に解約申込書を提出することにより、本契約を解約することができるものとします。
2. 前項の手続き又はサービス提供者の責めによらない事由により、本契約が契約期間の満了前に終了したときは、利用者は、サービス提供者に対して解約金として、1 ヶ月分の料金等を解約月の翌月末日までに支払うものとします。なお、本項の解約金に関する規定は、本契約が自動更新された後の契約期間についても継続適用されます。
3. 本サービスの料金等をまとめて払いにより支払う場合、前項の手続き又はサービス提供者の責めによらない事由により、本契約が契約期間の満了前に終了した場合でも、サービス提供者から利用者への料金等の返金は行われません。

第 9 条 (機密保持)

1. 利用者は、本サービスの利用に関し知り得たサービス提供者の非公開の技術情報を、サービス提供者があらかじめ承諾した場合を除き、第三者に対し開示してはならないものとします。
2. サービス提供者は、本サービスの提供に関し知り得た利用者に関する顧客情報を、当該利用者があらかじめ承諾した場合を除き、第三者に対し開示しません。
3. 前二項の規定は、本契約がその効力を失った後においてもなお効力を有するものとします。

第 10 条 (利用の中止)

1. サービス提供者は、次に掲げる事由があるときは、本サービスの全部又は一部の提供を中止することができます。この場合、サービス提供者は、一切損害賠償責任を負わないものとします。
 - (1) サービス提供者の設備の保守又は設定のため、やむを得ないとき
 - (2) 停電又は通信キャリアの障害等、やむを得ない事由があるとき
 - (3) 本サービスの保守のため、やむを得ないとき
 - (4) 本サービスに関連する中華人民共和國又は日本国における法令の変更又は規制当局の方針変更等により、本サービスの継続が困難となったとき
2. サービス提供者が、本サービスの提供を中止するときは、利用者に対し、事前に、その旨並びに理由及び期間を通知します。ただし、緊急やむを得ないときは、この限りではありません。

第 11 条 (利用の停止・データ通信の制限)

1. サービス提供者は、利用者が次の各号に該当するときは、本サービスの提供を停止すること又はデータの通信量もしくは通信速度を制限することができます。
 - (1) 本契約上の債務の支払いを怠り、又は怠るおそれがあることが明らかであるとき
 - (2) 違法に、又は明らかに公序良俗に反する態様において本サービスを利用したとき
 - (3) 本サービスを直接的又は間接的に利用する第三者に対し重大な支障を与える態様において本サービスを利用したとき
 - (4) 本サービスに著しく負荷をかける態様 (大量のメール配信、一斉アクセス、不特定多数の第三者への利用開放等を含むがこれらに限られない) で本サービスを利用したとき
 - (5) 第 4 条 (利用者の名称等の変更) の規定に違反したとき
2. サービス提供者は、前項の規定により本サービスの提供を停止するときは、利用者に対し、あらかじめその理由及び期間を通知します。ただし、緊急の場合その他やむを得ないときは、この限りではありません。

第 12 条 (サービスの廃止)

1. サービス提供者は、都合により本サービスを廃止することができます。
2. サービス提供者は、前項の規定によりサービスを廃止するときは、利用者に対し、廃止する日の 1 ヶ月前までに、その旨を通知します。なお、サービス提供者は本サービスの廃止による損害賠償責任を一切負いません。

第 13 条 (再委託)

1. サービス提供者は、本サービスの全部又は一部を第三者 (以下、「再委託先」といいます。)に再委託することができます。
2. サービス提供者は再委託先との間で、秘密保持契約を締結することにより、本契約の履行に必要な情報を再委託先に開示することができます。
3. 本契約の履行に関する再委託先の行為は、サービス提供者の行為とみなします。本契約の履行に関して、再委託先の責めに帰す事由により利用者に損害を与えた場合は、サービス提供者は本契約で定める損害賠償責任を負うものとします。

第 14 条 (契約の解除)

サービス提供者は、利用者が次の各号に掲げる事由に該当するときは、本契約を解除することができます。

- (1) 本契約のいずれかの規定に違反したとき
- (2) サービス提供者に対する債務の支払いを怠ったとき
- (3) 利用者について、破産、会社更生、民事再生又はこれらに類する手続きの申立があったとき
- (4) 違法に、又は公序良俗に反する態様にて本サービスを利用したとき
- (5) 本サービスに直接的又は間接的に支障を与える態様にて本サービスを利用したとき
- (6) サービス提供者又は本サービスの信用を毀損するおそれがある態様で本サービスを利用したとき
- (7) その他サービス提供者が解除するに十分な理由があるものと判断したとき

第 15 条 (反社会的勢力でないことの保証)

1. 利用者は以下の各号を保証します。
 - (1) 反社会的勢力でないこと。
 - (2) 反社会的勢力に協力・関与していないこと。
 - (3) 反社会的勢力を利用しないこと。
 - (4) 自己の役員、実質的に経営を支配するもの、親会社・子会社が前三号にあたらないこと。
2. 利用者は、前項に違反していることがわかったときは、ただちにサービス提供者に違反の事実を通知するものとします。ただし、利用者は当該通知をもって前条に定める契約の解

除を免れることができません。

第 16 条 (免責と保証)

1. 本サービスは、対象機器の動作に影響を与えない軽微な瑕疵を完全に取り除くことまでを保証するものではありません。
2. 本サービスは、データの通信速度を保証するものではありません。
3. サービス提供者の責めに帰すべき事由により、利用者に損害を与えた場合、サービス提供者は本サービスの料金等の月額相当分（月払いの場合は 1 ヶ月毎に支払う料金等、まとめ払いの場合は、料金等をまとめ払いの月数で割った額）を上限として、利用者の直接かつ現実には被った通常の損害を賠償するものとします。
4. サービス提供者の負担する損害賠償責任は、本条第 3 項に定めるものが全てです。サービス提供者は不法行為、債務不履行その他、原因の如何にかかわらず、本条第 3 項に定めるもの以外、一切の損害賠償責任を負担しないものとします。

第 17 条 (放棄)

サービス提供者又は利用者のいずれかの当事者が相手方の本契約の義務の履行を要求しなかったとしても、その時期にかかわらず、かかる義務の履行を要求する権利の放棄とはみなされません。

第 18 条 (差止め救済措置)

サービス提供者及び利用者は、本契約の義務の不履行に対する救済としては、金銭による賠償では十分でないことに同意します。したがって、本契約に基づく差止請求において、義務違反をしていない側の当事者は、金銭による賠償の不十分性を証明する必要があるということに、当事者らは合意します。

第 19 条 (完全なる合意)

本契約は、サービス提供者と利用者間の完全なる合意を記載し、本契約締結以前の全ての書面、口頭の合意又は了解事項に優先します。また、本契約締結以前になされ、本契約に抵触するサービス提供者と利用者間の合意又は了解事項は、その書面、口頭の如何を問わず、本契約の締結によりすべて無効となります。

第 20 条 (不可抗力)

いずれの当事者も、自身の合理的なコントロールの及ばない外的な事象を原因とする不履行や履行遅滞については、責任を問われないものとします。かかる事象には、火事、洪水、地震、津波、落雷、伝染病、天災、戦争、テロ、労働争議、サボタージュ、運送機関の遅延、封鎖、市民暴動、爆発、ロックアウト、反乱、暴動、ストライキ、政府又は政府機関の行為、その他当事者の合理的なコントロールの及ばない事象を含むものとしますが、これらに限られるものではありません。

第 21 条 (言語)

本契約は、日本語を正本とします。本契約につき参考のために翻訳が作成される場合においても、日本語の正文のみが契約としての効力を有するものとし、翻訳は何の効力も有しないものとします。

第 22 条 (準拠法)

本契約は日本法に準拠し、日本法によって解釈されるものとします。

第 23 条 (仲裁)

本契約から、又は本契約に関連する当事者間の紛争はすべて日本商事仲裁協会の商事仲裁規則に従い、日本における仲裁で解決されるものとします。仲裁人によりなされた判断は最終的であり、当事者を拘束するものとします。

以上のとおり、合意した証として本契約書を 2 通作成し、利用者及びサービス提供者が署名又は記名捺印し、各 1 通ずつ原本を保管します。

付属書一 情報セキュリティ責任書の責務に関する誓約書

1. 利用者は、サービス提供者が提供するルータ機器の利用について、国の関係する法律、法規、行政規章制度を遵守するものとする。
2. 利用者は、そのルータ機器を利用して、国の安全を脅かす、国家機密を漏洩するなどの犯罪活動を行ってはならない。そのルータ機器を利用して、国の安全を脅かす、および猥褻な情報を読誦、複製、伝達してはならない。このような情報を発見した場合、当局に報告しなくてはならない。
3. 利用者は、ルータ機器を利用する中で、インターネットに関する国際慣例を遵守するものとし、他者に悪意のある、挑発的なファイルや営業広告を送信してはならない。同時に、利用者は、契約の履行期間において、スパムメールを送信し、および不法な情報サービスを提供してはならず、利用者が利用する IP アドレスのセグメントが www.mail-abuse.org、www.spamcop.org、www.spamhouse.org、www.cause.org、www.anti-spam.cn などのアンチスパムメール組織によってブラックリストにリストアップされないことを保証する。サービス提供者は、前述の状況を見出した場合、直ちに利用者の IP アドレスのセグメントを遮断し、そのサービスを終了し、利用者に期限付きで是正を求めよう求める権利を有する。問題が解決された後、利用者は、開通を申請することができる。一方、利用者は、サービス提供者に何らかの責任を追及してはならず、それによってもたらされた損失は利用者が自ら負担する。
4. 利用者は、上記の各項目の規定を遵守し、違反した場合、法的責任を果たすまで、国の当局の処罰を受ける意思があることを誓う。

付属書二 インターネット情報セキュリティ誓約書

利用者は、中華人民共和国工業情報化部、公安部などの部・委員会の公共情報サービス強化における伝達情報管理に関する関連規定と国の当局の方針をもとに、インターネットと情報の安全の保障し、国の安全と社会的安定を維持し、公民、法人その他の組織の適法な權益を保護し、情報とネットワークセキュリティ管理を強化するため、サービス提供者の要請に応じて、サービス提供者の資源とサービスを借出し、インターネット情報活動に従事する中で、法的義務を厳格に履行し、次の各号に掲げる責任を果たすことを厳粛に誓約する。

1. 利用者は、「全国人民代表大会常務委員会のインターネットセキュリティの維持に関する決定」、「中華人民共和国電気通信条例」、「インターネット情報サービス管理弁法」、「コンピューター情報ネットワーク国際接続セキュリティ保護管理弁法」、「中華人民共和国コンピューター情報ネットワーク国際接続管理暫行規定」、「中華人民共和国コンピューター情報システムセキュリティ保護条例」、「電気通信業務取扱許可管理弁法」、「全国人民代表大会常務委員会のインターネットセキュリティの維持に関する決定」、「インターネット電子公告サービス管理規定」、「インターネットセキュリティ応急マニュアル」、「非営利目的インターネット情報サービス管理弁法」、「トロイの木馬とボットネットの監視・処理メカニズム」、「インターネットウェブサイトニュース掲載業務従事管理暫行規定」、「インターネット情報ネットワーク視覚覚番組伝達管理弁法」、「インターネット文化管理暫行規定」および国のその他の法律、法規、行政規章を厳格に遵守し、借用するサービスを利用して、国の安全を脅かす、国家機密を漏洩するなどの犯罪活動もしくは社会の治安を乱す活動を行わない。
2. 利用者は、利用者およびその従業員がサービス提供者の通信ネットワークもしくは業務プラットフォームを利用して、国の安全を脅かす、国家機密を漏洩するなどの犯罪活動を行わない。また、サービス提供者の通信ネットワークもしくは業務プラットフォームを利用して、憲法、法律に違反し、法令が禁止する有害な情報、社会的治安を乱し、国の統一を破壊し、民族の団結を破壊する情報、猥褻、暴力に関わる情報を制作、閲読、複製、配布もしくは伝達せず、サービス提供者の通信ネットワークもしくは業務プラットフォームを利用して、次の各号に掲げるいずれかの内容の情報を公布しない。
 - (1) 憲法、法律、行政法規の実施の抗拒、破壊を煽る
 - (2) 国の政権の転覆、社会主義制度の否定を煽る
 - (3) 国の分裂を煽り、国の統一を破壊する
 - (4) 民族的な憎悪を煽り、民族差別に触れ、民族の団結を破壊する
 - (5) 事実を捏造または歪曲し、デマを散布し、社会秩序を紊乱する
 - (6) 封建的な迷信、猥褻、賭博、暴力、殺人、恐怖を散布し、もしくは犯罪を教唆する
 - (7) 他者を公然と侮辱し、または事実を捏造して他者を誹謗する
 - (8) 国の信用を損ねる
 - (9) 憲法、法律、行政法規に違反するその他の内容を含む

3. 利用者の事業のプロモーションチャンネルが猥褻など違法かつ低俗な情報コンテンツに関わるサービス提供者は、サービス提供者のサービスを利用して国のネットワーク情報セキュリティと機械室の動作の安全を損ねる行為を見出した場合、直ちにサービスの提供を終了する権利を有する。それによってもたらされた一切の損失は利用者が負担する。サービス提供者はこのとき、責任を追及する権利を保留する。

4. 利用者は、ウェブサイト接続サービスの付加価値電気通信業務を提供する場合、相応の経営許可証を取得し、基礎的電気通信業務の経営者が提供するネットワーク接続などの電気通信資源を借用して事業経営活動に従事する。その他のウェブサイト接続サービスの付加価値電気通信業務の経営者に取得したネットワーク接続などの電気通信資源を転貸せず、個人に電気通信業務取扱に用いる電気通信資源を提供し、またはネットワーク接続、サービス接続サービスを提供しない。利用者は、許可を得ずして、または届出をせずして、経営活動に従事し、または接続サービスを実施しない。また、相応のウェブサイト経営許可管理および届出管理の業務システムを構築し、ウェブサイト届け出た顧客の情報の動態的なメンテナンスや更新を実現し、電気通信管理機構にウェブサイト管理に必要な情報を定期的に報告し、電気通信管理機構の要請にしたがって違法なギガビット接続サービスの提供を終了し、または一時停止する。

5. 利用者が情報サービス業務取扱の営利目的のウェブサイトを提供する場合、電気通信管理機構と通信管理局が発行した営利目的 ICP 許可証（情報サービス業務取扱許可証）を取得する。利用者は、許可証を取得せずして営利目的のインターネット情報サービスに従事しない。全部または一部の資格許可を喪失した場合、インターネット接続サービスプロバイダーにポートを閉鎖され、インターネット接続を終了した場合、かつ一切の責任を負担し、法的責任を果たすまで、サービス提供者および当局の厳粛な処分および罰金処分を受ける意思がある。

6. 利用者は、届出義務を自発的に履行し、国の関連規定を厳格に守り、インターネットウェブサイトについて「先に届け出、後に接続する」の原則を貫き、動的に IP アドレスの届出を正しく遂行し、インターネットに接続するすべてのウェブサイト届出情報が真実かつ正確であり、ウェブサイト（アプリケーションシステムを含む）が国の法令と政策の情報に違反しない。また、サービス提供者の要請にしたがって、ネットワーク使用状況（使用する IP アドレス、ドメイン名、連絡方法など）を提供し、サービス提供者が提供を求める資料を記入し、電気通信管理機構の検査を受ける義務がある。利用者は、サービス提供者が届出情報に不正確な箇所があることを発見した場合、2 営業日以内に情報の更新を完了する。

7. 利用者は、ウェブサイト届出がなされていないために情報セキュリティ事故が発生し、または対策を速やかに講じなかったために重大な影響がもたらされ、インターネット接続サービスプロバイダーにポートを閉鎖され、インターネット接続サービスが停止するに至った場合、一切の責任を負担する。接続済みのウェブサイトがウェブサイト届出接続管理に関する要求事項に適合しない場合、サービス提供者による是正（2 営業日以内）を受ける。それでも速やかに処理しない場合、届出がなされていないものとして処理する。届出情報の正確率が低く、または届出がなされていないウェブサイトに頻繁に接続する場合、工業情報化部の「ネットワーク届出のさらなる強化に関する通知」文書の規定にしたがって処理される。利用者は、利用者による関連 IP の閉鎖について、速やかな届出がなされていないために IP アドレスが封鎖され、またはサービス提供者の他のユーザーに損失をもたらした場合、一切の責任を負担する。

8. 利用者は、ウェブサイト（アプリケーションシステムを含む）の 180 日以上アクセスログを保持し、公安などの当局が問い合わせるときにそれに協力し、アクセスログを提供する。さらに、国のインターネット情報セキュリティに関する制度と管理要求事項に無条件に従い、これを必ず実行する。所定の期間内の実行を拒否する場合、インターネット接続サービスプロバイダーは、サービスを終了する権利を有し、かつ責任を負担しない。

9. 利用者は、インターネット情報サービスに従事するとき、何らかの形式で第三者にインターネット接続を提供しない。分配された IP アドレスについては使用权のみを有し、他のエンドユーザーに譲渡または分配しない。利用者は、提供された IP アドレスを使用して、インターネット付加価値業務取扱活動を行う場合、工業情報化部が公布する営業許可証を提供し、さもなくば一切の責任を負担する。

10. 利用者は、ネットワークセキュリティ技術に関わる設備と制度を継続的に構築、改善し、セキュリティリスクの分析とシステムの脆弱性試験を定期的に行い、ウイルスの伝播やネットワーク攻撃のタラップとして不法に支配されることを防止し、ソフトウェア・ハードウェアを適時アップグレードし、システムの安全で信頼性の高い動作を確保する。また、情報セキュリティ管理制度と技術による防御手段を改善し、健全な公共情報コンテンツの自動フィルタリングシステムと人工勤務監視制度を確立し、「インターネット情報サービス管理弁法」第十五条に定められた禁止情報制作、複製、公布、伝達せず、法律や規範を自発的に遵守し、社会的責任を真摯に履行する。問題を見つけたら直ちに処理し、情報セキュリティ責任制を着実に徹底し、セキュリティ情報管理の職員の教育、検査を強化し、当局の管理、監督、検査を受ける。

11. 利用者は、クラウドシステムがトロイの木馬（被制御端または制御端）、ボットネット（被制御端または制御端）またはスパムメールを送信する状況を見出した場合、サービス提供者の要請に応じて是正を行う。期日を過ぎては正しくない場合、サービス提供者は、是正を遂行するまでインターネット接続を停止する権利を有する。経緯が重大な場合、サービス提供者は、双方の協定を中止または終了し、一切の責任は利用者が負担する。

12. インターネット上で伝達された情報コンテンツは、当地の宣伝管理当局の承認を受けたものであり、海外のインターネットの情報を無断でダウンロードし、国内のウェブサイト上で公表しない。

13. 利用者は、ルータ機器の利用者として、国の法令とサービス提供者の情報セキュリティに関わる諸規定を遵守することに同意する。違法な、規則に違反する情報コンテンツをインターネットに接続させない。利用者は、違法行為をした場合、すべての責任を負担し、法的責任を果たすまで、自発的に当局による厳粛な処理を受ける。

技术支持服务合同（上海思达典雅）

本技术支持服务合同（以下称本合同），适用于乙方上海思达典雅信息系统有限公司（以下称“乙方”）同丙方上海银恒通讯工程有限公司（以下称“丙方”）销售的产品以及技术支持服务，其服务内容记载于封面明细栏中的安装及技术支持服务（以下称“本服务”）。产品以及本服务由乙丙双方共同提供，以下简称服务提供方。

第1条 本合同目的

- 1、本合同规定了服务提供方在提供本服务时的相关条件。
- 2、服务提供方及使用者应诚实遵守本合同。

第2条 本服务内容

- 1、乙针对封面明细记载的安装在使用者指定地点（以下称“该机器”）的设备，提供技术支持的服务。
- 2、丙方为使用者提供该设备的相关服务的通信关联信息服务。
- 3、本服务的提供地区仅限于中华人民共和国内服务提供方另行规定的地区。使用者事先未经服务提供方事先书面同意，不得在提供地区以外安装该设备。
- 4、服务中心对本服务相关故障受理时间为北京时间 9:00~17:00（法定节假日及服务提供方规定的休息日除外）。但是，故障受理时间晚于当地时间（北京时间）15:00 时，于下一工作日实施维护。
- 5、本服务的维护采用远程维护方式。
- 6、提供本服务时，使用日语及中文。
- 7、若该机器在本合同有效期内设备丢失、或被盗时，使用者必须自己承担购买更换用的替代设备的费用。乙为更换替代设备需派遣工作人员时，出差费用由使用者承担。
- 8、由于以下各种情况而引起该设备故障时，其修理业务不属于本合同的技术支持服务范围内。使用者如果委托乙进行修理时，需要支付给乙相应的修理费用。
 - (1) 由于使用者的原因使该设备进水；由于使用者私自分解、改造该设备、错误使用而引起的故障
 - (2) 根据本合同第 20 条（不可抗力）而引起的故障
 - (3) 使用者故意损坏或者由于使用者的过失而引起的设备故障
- 9、服务提供方可在不事先告知使用者的情况下，对本服务的维护范围进行修改。

第3条 使用本服务时的注意事项

- 1、使用者为使用本服务须进行下述准备，并自行承担相关费用。
 - (1) 搭建服务提供方指定的硬件、中间件、操作系统及通信线路等环境（以下称“通信环境”）；
 - (2) 提供能够安装、运行该设置的电源及场地；
 - (3) 除前述 2 项外，由服务提供方另行指定的其他内容。
- 2、使用者应协助向服务提供方公开提供本服务时所必需的通信环境、设置信息等，当公开信息发生变更时，须立即通知服务提供方。

第4条 使用者名称等的变更

- 1、使用者的名称、地址、法人代表发生变更时（含继承、合并），必须贴附证明相关变更事项的资料，立即通过书面形式告知服务提供方相关变更信息。
- 2、使用者搬迁至非服务提供方指定的本服务对象地区时，可能无法接受部分服务。

第5条 权利义务的转让等

使用者事先未经服务提供方书面同意时，不得将本合同的地位交付第三方继承，或将本合同规定的权利义务的全部或部分转让给第三方，或作为担保。

第6条 请款时间及支付方式

- 1、服务提供方方向使用者发出请款书，其内容包括技术支持服务费用（包括申请购买选购服务时的费用）和其它费用（包括每项作业发生的追加费用）及相关税金（以下总称“费用”）使用者应按照服务提供方指定方式支付费用。
- 2、自服务提供方为提供本服务完成相关必要设置的次月首日起开始收费。
- 3、本服务的服务费的计算日期，自开始收费日起至最后提供日。
- 4、开始收费日期或本服务合同解除（合同期满除外）日期为月中时，不按日计费，依旧收取整月服务费。
- 5、本服务费用的支付方式分为：在每个月使用后，于次月月末前进行支付（以下简称“月付”）和以及按照服务提供方发出相关月份的请款书进行一次性支付一段期间的的所有费用（以下成为“并付”）两种方式。
- 6、使用者不再使用该设备时，必须立即通知服务提供方。如使用者未及时通知，未使用该设备期间仍须支付月服务费。
- 7、结算时采用人民币支付。使用者必须按照服务提供方指定方式，支付本服务的费用。

第7条 合同期满

本合同自开始收费之日起 1 年内有效，或并付的情况下，与并付指定时间相比较长的为准。本合同期满 1 个月前，服务提供方或使用者未以书面形式通知对方解除本合同时，本合同将以相同条件自动续期 1 年，以后亦同。

第8条 解约手续

- 1、使用者提前一个月以上向服务提供方提交解约申请后，即可解除本合同。
- 2、如果由于前项手续或非服务提供方原因导致本合同在合同有效期满前解除时，使用者应向服务提供方支付解约金，解约金额相当于 1 个月的使用费，于解约次月月末前支付。另外，本合同自动延期后的合同有效期内，本项解约金规定依然适用。
- 3、使用者选择并付时，如果由于前项手续或非服务提供方原因导致本合同在合同有效期满前解除时，已支付的服务费服务提供方将不予归还。

第9条 保密条款

- 1、使用者事先未经服务提供方同意时，不得将使用本服务时获知的服务提供方非公开技术信息向第三方公开。
- 2、服务提供方事先未经使用者同意时，不得将提供本服务时获知的使用者相关客户信息向第三方公开。
- 3、前两项规定在本合同失效后，依然有效。

第10条 中止使用

- 1、发生下述情况时，服务提供方有权中止本服务的全部或部分，并不需承担任何赔偿责任。
 - (1) 服务提供方须对设备进行维护或施工时；
 - (2) 发生停电、通信媒介故障时；
 - (3) 对本服务进行维护时；
 - (4) 由于本服务相关中华人民共和国法律或日本法律发生变更，或管制机构方针发生变化等，难以继续提供本服务时。
- 2、服务提供方中止提供本服务时，将事先将原因及时间通知给使用者。但紧急情况下，不受此项规定限制。

第11条 停止使用、数据通信限制

- 1、使用者发生下述情况时，服务提供方有权停止提供本服务，或者限制数据通信量或通信速度。
 - (1) 未按本合同规定及时支付相关费用，或可明显确定无法及时支付时；
 - (2) 使用本服务过程中，违反法律或公共道德时；
 - (3) 使用本服务过程中，给直接或间接使用本服务的第三方造成重大障碍时；
 - (4) 使用本服务过程中，给本服务带来明显负荷时（包括发送大量邮件、同时访问、向非特定多个第三方开放使用的情况，但不限于此）
 - (5) 违反第 4 条（使用者名称等的变更）规定时
- 2、服务提供方因前项规定停止提供本服务时，将事先将原因及时间通知给使用者。但紧急情况下，不受此项规定限制。

第12条 停止服务

- 1、服务提供方有权根据实际情况，停止本服务。
- 2、服务提供方根据前项规定停止服务时，将在停止服务前 1 个月，通知使用者。服务提供方对停止本服务不承担任何赔偿责任。

第13条 再委托

- 1、服务提供方可以将本服务的全部或部分委托给第三方（以下称“再委托人”）。
- 2、服务提供方通过与再委托人之间签订保密协议，将履行本合同所需信息向再委托人公开。
- 3、再委托人履行本合同时的行为，视为服务提供方的行为。履行本合同时，由于再委托人的责任给使用者造成损害时，服务提供方应按照本合同承担相应的赔偿责任。

第14条 合同解除

使用者发生以下情况时，服务提供方有权解除本合同。

- (1) 违反本合同任一规定时；
- (2) 未及时向服务提供方支付费用时；
- (3) 使用者申请破产、公司重组、民事再生或类似手续时；
- (4) 使用本服务过程中，违反法律或公序良俗时；
- (5) 使用本服务过程中，给本服务造成直接或间接的障碍时；
- (6) 使用本服务过程中，使服务提供方或本服务信誉受损时；
- (7) 服务提供方判断须解除合同的其它事由。

第15条 非反社会势力的保证

- 1、使用者应保证自己满足以下要求。
 - (1) 非反社会势力；
 - (2) 不协助、参与反社会势力；
 - (3) 不利用反社会势力；
 - (4) 公司董事、实际支配经营者、母公司及子公司满足上述三项要求。
- 2、使用者得知违反前项规定后，应立即通知服务提供方违反的事实。但是，使用者不能根据此通知，免除前条中规定的合同的解除。

第16条 免责及保证

- 1、本服务对于不会该设备运行的轻微的瑕疵，无法保证可以完全进行清除。
- 2、本服务不保证数据的通信速度。
- 3、由于服务提供方原因给使用者造成损失时，服务提供方负责赔偿使用者直接且即成现实的普通损失，赔偿金额上限为本服务的月服务费（月付时赔偿相当于一个月服务费的金额；并付时赔偿金为使用者实际支付金额除以合同约定月数的金额）。
- 4、服务提供方承担的全部赔偿责任即为第 3 款规定的全部。即便出现违法行为、不履行债务、及其他原因，服务提供方仍无需负责本条第 3 项规定以外的一切赔偿责任。

第 17 条 放弃

即便服务提供方或使用者不要求对方履行本合同规定的义务，也不意味着放弃了要求对方履行相关义务的权利。

第 18 条 补救措施

服务提供方及使用者同意，作为不履行本合同义务的补救措施，不仅限于金钱赔偿。因此，当事人同意，基于本合同要求停止时，没有违反义务的当事人无需证明金钱赔偿的不充分性。

第 19 条 协商一致

服务提供方及使用者在协商一致基础上签订本合同。与本合同签订前以书面、口头形式达成的协议及了解事项相比，优先采用本合同。另外，服务提供方及使用者在本合同签订前，以书面或口头形式达成的协议及了解事项中凡与本合同向冲突者，自本合同签订后均视为无效。

第 20 条 不可抗力

任何当事人由于非可控原因无法或延迟履行本合同时，不追究其相关责任。相关原因包括但不限于火灾、洪水、地震、海啸、雷电、传染病、天灾、战争、游行、劳动争议、怠工、运输公司延迟、封锁、市民暴动、爆炸、工厂关闭、叛乱、暴动、罢工、政府或政府机构的行为，及其他当事人无法控制的合理事项。

第 21 条 语言

本合同以日文版本为正本。出于参考目的对本合同进行翻译时，仅日语正文具有合同效力，翻译文本不具有任何效力。

第 22 条 准据法

本合同适用日本法律，并根据日本法律进行解释。

第 23 条 仲裁

关于本合同或本合同相关当事人之间的纠纷，均根据日本商事仲裁协会的商事仲裁规则进行仲裁，通过日本仲裁进行解决。仲裁结果作为最终结果，对双方当事人具有约束力。

本合同一式两份，使用者与服务提供方对以上各条款充分了解并同意后，签字盖章后生效，各执原件一份。

附件一：信息安全责任书

1. 使用者对服务提供方提供的路由器的使用应遵守国家的有关法律、法规和行政规章制度。
2. 使用者不得利用路由器，从事危害国家安全、泄露国家秘密等犯罪活动。不得利用路由器，查阅、复制和传播危害国家安全以及涉及淫秽黄色的信息。若发现此类信息，需向主管部门报告。
3. 使用者在使用路由器时，应遵守 INTERNET 网的国际惯例，不得向他人发送恶意的、挑衅性的文件和商业广告；同时，在合同执行期内，使用者不得以任何形式发放垃圾邮件及提供非法信息服务，并保证使用者的 IP 段不被反垃圾邮件组织列入黑名单，例如：www.mail-abuse.org；www.spamcop.org；www.spamhouse.org；www.cause.org；www.anti-spam.cn 等。如发现上述情况，服务提供方有权立即对使用者的 IP 段进行屏蔽并终止其服务，并要求使用者限期内整改，待问题解决后使用者方可申请开通，而使用者不得追究服务提供方任何责任，由此造成的损失由使用者自行承担。
4. 使用者承诺遵守上述各项规定，如有违反，愿自行接受国家相关管理部门的处罚直至承担法律责任。

附件二：互联网信息安全承诺书

根据中华人民共和国工业和信息化部、公安部等部委关于加强公共信息服务业中传播信息管理的有关规定及国家有关部门的相关精神，为保障互联网网络与信息安全，维护国家安全和社会稳定，保护公民、法人和其他组织的合法权益，加强信息和网络安全管理，根据服务提供方的要求，在借用服务提供方的资源和服务，从事互联网信息活动过程中，郑重承诺严格履行相关法律义务，承担以下责任：

一、使用者严格遵守《全国人民代表大会常务委员会关于维护互联网安全的决定》、《中华人民共和国电信条例》、《互联网信息服务管理办法》、《计算机信息网络国际联网安全保护管理办法》、《中华人民共和国计算机信息网络国际联网管理暂行规定》、《中华人民共和国计算机信息系统安全保护条例》、《电信业务经营许可管理办法》、《全国人大常委会关于维护互联网安全的决定》、《互联网电子公告服务管理规定》、《互联网网络安全应急预案》、《非经营性互联网信息服务管理办法》、《木马和僵尸网络监测和处置机制》、《互联网站从事登载新闻业务管理暂行规定》、《互联网信息网络传播视听节目管理办法》、《互联网文化管理暂行规定》和国家其他有关法律、法规、行政规章，不得利用所租用的服务从事危害国家安全、泄露国家秘密、违法犯罪、妨碍社会治安的活动。

二、使用者承诺使用者及其员工不得利用服务提供方通讯网或相关业务平台从事危害国家安全、泄露国家秘密等违法犯罪活动。不得利用服务提供方通讯网、或相关业务平台制作、查阅、复制、发布和传播违法宪法和法律、破坏任何法律法规禁止的有害信息、妨碍社会治安、破坏国家统一、破坏民族团结、色情、暴力等的信息，不得利用服务提供方通讯网或相关业务平台发布任何含有下列内容之一的信息：

- (1) 煽动抗拒、破坏宪法和法律、行政法规实施的；
- (2) 煽动颠覆国家政权，推翻社会主义制度的；
- (3) 煽动分裂国家、破坏国家统一的；
- (4) 煽动民族仇恨、民族歧视，破坏民族团结的；
- (5) 捏造或者歪曲事实，散布谣言、扰乱社会秩序的；
- (6) 宣扬封建迷信、淫秽、色情、赌博、暴力、凶杀、恐怖；教唆犯罪的；
- (7) 公然侮辱他人或者捏造事实诽谤他人的；
- (8) 损害国家信誉的；
- (9) 含有违反宪法和法律、行政法规的其他内容。
- (10) 确保使用者业务推广渠道中无任何涉黄等违法低俗信息内容。

若发现使用服务提供方的服务从事损害国家网络信息安全和机房运行安全的行为发生，服务提供方有权立即终止提供相关服务，由此造成的一切损失由使用者承担。服务提供方保留追究的权利。

三、若使用者提供网站接入服务的增值电信业务，必须租用获得相应经营许可证的基础电信业务经营者提供的网络接入等电信资源从事业务经营活动，不得向其他从事网站接入服务的增值电信业务经营者转租所获得的网络接入等电信资源，不得向个人提供用于经营电信业务的电信资源或者提供网络接入、业务接入服务。使用者保证不得在未许可或未备案的情况下从事经营活动或开展接入服务。同时承诺建立相应的网站经营许可管理和备案管理的业务系统，实现对代报备网站客户信息的动态维护和更新，定期向电信管理机构报送网站管理所需有关信息，并可按照电信管理机构的要求终止或暂停对违法万兆提供接入服务。

四、若使用者提供信息服务业务经营的经营性网站，必须取得电信管理机构与通信管理局核发的经营性 ICP 许可证（信息服务业务经营许可证）。使用者保证未获得许可证不得从事经营性互联网信息服务；如因丧失全部或部分资质许可，被互联网接入服务商关闭端口，终止互联网接入的，自愿承担所有责任并接受服务提供方及有关部门的严肃处理机罚款处理，直至承担法律责任。

五、使用者承诺自觉履行备案义务，严格遵循国家相关规定对互联网网站必须做到“先备案，后接入”的原则，动态准确做好 IP 地址备案，并承诺接入互联网的所有网站备案信息真实准确，保证网站（含应用系统）无违反国家相关法律法规和政策的信息。有义务按照服务提供方要求提供网络使用情况（如使用 IP 地址、域名、联系方式等），填写服务提供方要求提供的资料，接受电信管理机构的检查。若服务提供方发现备案信息不准确，使用者承诺在 2 个工作日内完成信息更新。

六、使用者承诺由于网站没有备案所发生信息安全事件或未及时采取措施造成严重影响，被互联网接入服务商关闭端口，直至停止互联网接入服务的，一切责任自行承担。若已接入网站不符合网站备案接入管理相关要求，接受服务提供方的整改工作（2 个工作日内）；如仍未及时处理，接受按未备案处理。如备案信息准确率较低或经常接入未备案网站将根据工信部《关于进一步加强网络备案工作的通知》文件规定进行处理。若由于因未备案导致 IP 地址被封闭或给服务提供方其他用户造成损失，承担一切责任。

七、使用者承诺保留网站（含应用系统）180 日以上访问日志，保证在公安等主管机关查询时予以配合和提供。而且，须无条件服从及执行国家互联网信息安全相关制度和管理要求，如在规定时间内拒不执行的，互联网接入服务商有权终止服务并不承担任何责任。

八、使用者从事互联网信息服务时，不得以任何形式为第三方提供互联网接入。对于分配的 IP 地址只有使用权，不得转让或分配给其他最终用户使用。如使用者使用提供的 IP 地址进行互联网增值电信业务经营活动的，必须提供工信部颁布的相关营业资质，否则一切责任自行承担。

九、使用者持续建设和完善网络安全技术设施和制度，定期进行安全风险分析与系统漏洞测试，防止病毒传播和被非法控制为网络攻击的跳板，适时对软硬件进行升级，确保系统安全可靠运行。完善信息安全管理和技术防范手段，建立健全公共信息内容自动过滤系统和人工值班监控制度，不制作、复制、发布、传播《互联网信息服务管理办法》第十五条规定的禁止性信息，自觉遵守法律规范，认真履行社会责任。发现问题立即处理，切实落实信息安全责任制，并加强对从事信息管理工作人员的教育检查工作，并接受相关业务主管部门的管理、监督和检查。

十、使用者承诺当发现客户端系统感染木马（受控端或控制端）、僵尸网络（受控端或控制端）或发送垃圾邮件情况，必须按照服务提供方的要求进行整改，逾期拒不整改的，服务提供方有权暂停互联网接入直至整改完成，情节严重的服务提供方中止或终止双方协议，一切责任由使用者自行承担。

十一、在 INTERNET 上播发的信息内容是经当地宣传管理部门批准，不得擅自下载境外 INTERNET 的信息在国内网站上发布。

十二、使用者作为路由器的使用方，同意遵守国家法律法规和服务提供方的信息安全的各项规定。承诺不将违法、违规信息内容接入互联网。如违法规定，使用者自愿承担所有责任并接受有关部门的严肃处理，直至承担法律责任。